



動物園へ行こう！

開園時間 9:30～16:30
 休園日 2月13日(月)、27日(月)
 電話 56-4526
 FAX 56-9551
 E_mail info@omutacityzoo.org

動物園
ホームページ



動物への寒さ対策

冬の動物園に来たことはありますか。寒い時期、私たち人間が寒さ対策を行うのと同様に、寒さが苦手な動物には寒さ対策を行っています。

ヒーターを設置する、温かい空気が外へ流れないようにカーテンを設置する、プールにはお湯を入れ、水用ヒーターで水温を保つ、といったことを行っています。

寒い日のお出かけはなかなか難しいかもしれませんが、この時期にしか見られない動物の姿や取り組みもあります。ぜひ、冬の動物園を楽しんでください！

防寒対策をしっかりとしてお越しください！



©Kiyoshi Nakamura

飼育員 まつたにさん



暖かな部屋で過ごすヤマアラシ



カーテンから顔を出すカンガルー

市民のひろば

参加してみませんか

大牟田ハイキングクラブ 縦走登山

蛇ヶ谷公園をスタートし、小岱山、三池山、大間山、三池公園をゴールとした縦走登山です。

★とき 2月26日(日)

★参加費 3,300円

★説明会 2月23日(祝)午後1時～中

央地区公民館

★問合せ 上口 (☎090・592

9・2540)

※問合せは、午後4時～9時にお願

いします。

サークル会員募集

はやめ男飯サークル(男の手料理教室)

いざというときに、自分で料理が作れる、また、ちょっとした「おつまみ」も自分で作れるようにと楽しく活動しています。

●とき 原則毎月第3土曜日午前10

時～正午

●ところ 駛馬地区公民館

●会費 月1,000円(入会金50

0円)

※会費は臨時徴収する場合もあります。

●問合せ 北川 (☎090・458

2・2131)

三池卓友クラブ

健康のため一緒に卓球しませんか。

初心者も大歓迎です。ラケットの貸し出しもあります。

●とき 毎週木曜日午前10時～正午

●ところ 駛馬地区公民館

●会費 月3,000円

●問合せ 山本 (☎090・366

0・0824)

癒しの苔玉とミニミニ盆栽

盆栽や苔玉に癒されながら楽しい時間を過ごしませんか。

●とき 毎月第一水曜日午後1時～4時

●ところ 三池地区公民館

●会費 月500円

※材料費は都度徴収します。

●問合せ 大原 (☎090・296

3・2195)

※新型コロナウイルスの影響で、施設の休館や日程の中止・延期となる場合があります。

入会を希望する人は問い合わせを。

大牟田の伝統行事

うす
白（水）かぶり

わたしが取材
しました！



山根さん



Instagramで情報発信中！

1月9日成人の日、寒さが厳しくなるなか、三池地区の火災よけ祈願行事、「白かぶり」が、三池本町祇園宮で行われました。

この歴史ある行事の特徴は、なんと「豪快に頭から水をかぶる」ところです。江戸時代から大火の多い町であった三池地区。それを受け地域の人々が水の入った臼、もしくはバケツをかぶり、火災よけを祈りながら駆け抜けていたのが由来であると言われています。青年鷹、小学生、また



飛び込み参加の報道陣など多くの人がチャレンジ！大きい臼はなんと重量80キロ以上。それを持ち上げる様は迫力があり、興奮が収まりませんでした。一時は交通事情等により中止となっていた白かぶりですが、昭和58年に復活し、40年を超える一大行事に。報道陣やカメラマンであふれ、盛り上がりを見せた年始の風物詩でした。

来年の1月は皆さんもぜひ、歴史ある三池の町で、圧巻かつ迫力の白かぶりを見てみませんか。

あなたの暮らしに身近な

消費生活センター

えるる1階 ☎41-2623)

相談時間 平日午前9時30分～午後4時

国民生活センターの名称を 無断使用する事業者に注意

副業に関するマニュアルとサポートを提供する事業者が、消費者に対して国民生活センターの名称を無断使用して営業活動を行っている事実を確認したため、国民生活センターが当該事業者に対して警告文を発出しました。

当該事業者は、消費者を当該事業者の公式ラインの登録へと誘導し、ライン上のやり取りの中で、国民生活センターの名称を無断使用して、同社となら安心して取引できるかのようなメッセージを送信していました。また、国民生活センターの報道発表資料を国民生活センターの承諾なく加工し、営業時の資料として使用していました。

国民生活センターでは、個別事業者の勧誘などの営業活動に対して名称の使用および公表資料の使用は一切認めていません。

国民生活センターの名称を使用した勧誘を受けた場合には、十分注意してください。

〈相談事例〉

賃貸物件を退去することになった。きれいに使ってきたつもりだったが、退去時の管理会社との立ち合いで「敷金はリフォーム代に充てる」と言われた。納得できない。

国交省のガイドラインを参考に

原状回復以上の費用を負担する必要はありません。納得できない請求に対しては、国土交通省の「ガイドライン」を参考に交渉をしましょう。退去時は現場で双方立会いの下で確認し、写真や書面で記録を残しておきましょう。

(補足)

退去する際に賃借人には、建物を元の状態に戻す「原状回復義務」があります。新築のように戻すわけではなく、通常生活の範囲で発生する損傷（床面等の日焼け、微細なキズ等）の修繕費用は賃料に含まれるものとし、貸主負担とされています。

しかし、貸主があらゆる損傷の補修費を賃借人に負担させる等のトラブルが発生しています。

このため、国土交通省は原状回復の範囲や程度の参考となる「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を出しています。